

TOPICS

アジア経済

法人税の最低税率の議論とアジアへの影響

日本総合研究所 調査部

副主任研究員 松本 充弘

E-mail: matsumoto.mitsuhiro@jri.co.jp

SMBC Asia Monthly

世界的な法人税の最低税率導入によるアジアへの影響は現時点で限定的とみるが、さらに課税強化の機運が高まった場合は、海外企業誘致を成長の原動力としてきた東南アジア経済が停滞する恐れがある。

■グローバルな最低法人税率導入を目指す動き

6月の主要7カ国(G7)、7月の経済協力開発機構(OECD)と主要20カ国(G20)のそれぞれの会議で、「法人税の最低税率」(15%以上)の導入を目指す新たな国際課税ルールについて大枠合意に達した。法人税に最低税率を導入することにより、外国子会社の税負担が世界共通の最低税率を下回ったとしても、本社を置く国が最低税率との差額を課税できる。企業にとっては利益を海外に移転するメリットがなくなり、低税率を売りとする国へ事業を移転する誘因が低下する。OECDは「デジタル課税」(一定水準を超える売上高や利益がある多国籍企業を対象に、拠点がない国でも利益の一部に課税できる)の導入と併せ、今年10月の最終合意と2023年の実施を目指して協議を進めている。

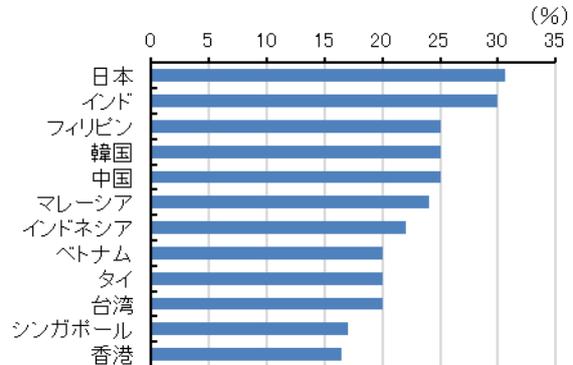
今年に入り国際課税ルールの協議が進展した理由のひとつに、米国がこれまでの方針を転換し、議論を主導し始めたことが挙げられる。トランプ政権時代の米国は自国のIT企業への課税強化に反対し、協議から離脱したが、国際協調を掲げるバイデン政権になって交渉を再開した。バイデン政権にとっては、大規模な景気対策の財源が必要であるという事情も背景にある。一方で、米国以外の各国の状況をみると、新型コロナ対策で財政支出を拡大した結果、税収確保のため法人税の軽減競争に歯止めをかけたいという思惑が総じて強まっていることも合意を後押しした。

■アジア各国・地域への影響は現時点で限定的

主要なアジア諸国・地域の法人税率はいずれも15%を超えているが(右図)、東南アジアを中心に、一部の業種や特定の地域で外資誘致を目的に、法人税の優遇措置が設けられており、場合によっては実効税率が15%を下回る例もある(次頁上表)。最低税率導入時の優遇措置の取扱はまだ決まっておらず、最低税率の水準とともに、今後、協議が行われるとみられる。一方、OECDの声明では、現地に拠点を持ち、実際に雇用している事業に配慮し、税負担軽減措置が認められる方針が示されている(対象企業の利益から、工場等の有形資産の取得費用や従業員の人件費の5%以上を課税対象から控除)。最終合意では、低税率国や新興国の賛同を得るため、最低税率の水準が15%となる公算が大きいことを踏まえれば、現時点ではアジア経済への悪影響は限定的と考えられる。

もっとも、アジアでは最低税率の導入を警戒する声もある。タイではプラユット首相が投資誘致活動への影響について閣僚へ調査を指示している。シンガポールでは、最低法人税率の対象となる約1,800社の多国籍企業のうち大半の実効税率が15%を下回っており、ウォン財務相が今後の外資誘致活動が厳しくなるとの認識を示している。香港では陳茂波財政官が税制優遇措置の一部に影響が及ぶ可能性に言及している。加えて、中国は経済特区を適用除外とするように水面下で交渉しているとの報道もあった。

<アジア各国・地域の法人税率>



(出所)JETROウェブサイト(税制)を基に日本総研作成
(注)インドは法人の種類および課税対象所得額に応じ決定。総収入金額や総受領高が40億ルピー超の内国法人は30%。外国法人は40%

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

<アジア各国・地域の優遇税制の例>

国	項目	対象	優遇措置の例
ベトナム	奨励地域での投資	社会的・経済的に特別に困難な地域、経済特区、ハイテク区へ投資する企業	・原則15年間にわたる優遇税率10%の適用、または4年間の免税&原則9年間の減税
タイ	競争力向上のための追加恩典	ターゲット技術開発事業(バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術等)	・最長13年間、法人所得税の全額免除が適用
マレーシア	パイオニアステータス	奨励事業の製造業(コンピューター、医療機器、バイオテクノロジー等)	・5年間、法定所得の70%を免税 最先端の素材産業等を行う場合は全額免除
フィリピン	PEZA登録	PEZA登録された輸出志向の製造企業	・最長7年間、法人所得税を免除 その後は売上粗利の5%を10年適用
インドネシア	パイオニア産業	パイオニア産業に新規投資を行う企業(四輪車部品、スマホ部品、コンピューター部品、船舶部品等)	・最長20年間、最大100%の法人所得税減額
中国	経済特区での投資(深圳、珠海等)	ハイテク企業(電子情報技術、生物及び新医薬品技術、航空宇宙技術等)	・2年めまで企業所得税が免除、 3~5年めまでは企業所得税の半減が適用
香港	コーポレートトレジャリーセンター	多国籍企業の財務統括事業	・優遇税率8.25%の適用
シンガポール	統括会社向け優遇税制	グローバル本社機能や地域統括機能を有する企業	・最長5年間、軽減税率10%の適用

(出所)JETROウェブサイト(外資に関する奨励)を基に日本総研作成

■今後の議論の展開を注視する必要

米国は最低税率を巡って例外規定を認めないほか、最低水準を15%からさらに引き上げる協議を続けるべきとの立場である。米国はこれまで議論を主導してきただけに、将来、課税が強化される方向で改めて条件を見直す協議が行われる可能性も否定できない。

企業は税務コストだけを重視している訳ではないため、税制面でのメリットが小さくなり税負担が増加しても、市場の魅力が評価されていれば企業の投資は継続される可能性もある。しかし、仮に課税が一段と強化されることになれば、海外企業の誘致を経済成長の原動力としてきた東南アジア経済が停滞する恐れがある。JETROのアンケート調査によれば、シンガポールに地域統括機能を設置する理由として「低い法人税率、地域統括会社に対する優遇税制等の税制上の恩典が充実しているため」と回答した企業は40.7%ある。また、国際協力銀行の調査によれば、企業が東南アジアへ進出する際に当該国を有望と判断する主な理由として、「現地マーケットの成長性・規模」、「安価な労働力」等が上位に挙がる一方、フィリピンやマレーシアでは「投資にかかる優遇税制」を挙げた企業も1割程度ある(右下表)。

OECDの会合に参加した139カ国・地域のうち、7月12日時点でアイルランドやハンガリー等7カ国が合意に加わっていないが、低税率国も含めた幅広い合意になるようG20等が働きかけており課税強化の実現可能性は高まっている。日本企業は、これまでの税制優遇が受けられない可能性を念頭に置くとともに、海外進出に際して税制面以外のメリットも十分に検討する必要がある。

<日系製造業が事業展開先を有望と考える理由>

有望と考える理由	インドネシア	フィリピン	マレーシア	タイ	ベトナム	中国
現地マーケットの今後の成長性	69.6%	54.3%	41.2%	42.3%	59.5%	58.1%
現地マーケットの現状規模	34.8%	22.9%	26.5%	38.7%	20.6%	66.5%
安価な労働力	30.4%	45.7%	11.8%	20.7%	42.7%	9.0%
第三国輸出拠点として	20.7%	11.4%	8.8%	24.3%	15.3%	9.0%
優秀な人材	8.7%	17.1%	5.9%	18.0%	25.2%	13.8%
産業集積がある	6.5%	8.6%	14.7%	23.4%	4.6%	22.8%
現地のインフラが整備されている	3.3%	5.7%	17.6%	18.0%	3.8%	12.6%
投資にかかる優遇税制がある	1.1%	11.4%	8.8%	7.2%	6.9%	2.4%
当該国を有望と回答した社数	92社	35社	34社	111社	131社	167社

(出所)国際協力銀行の「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」を基に日本総研作成

(注)表の比率は、当該国を有望と回答した企業のうち、その理由を選択した社数割合(複数回答あり)。理由は全18項目のうち8項目を抜粋

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。